

+ 貨物概要

小麦粉 78.0%、食塩 0.4%、脱脂粉乳 8.0%、ベーキングパウダー3.5%、ぶどう糖 3.5%、重曹 1.0%、砂糖 5.5%、ビタミン B₂ 0.1%を単に混合した今川焼の生地を使用される淡黄白色の粉末状物品。

+ 分類

関税率表第 1901.20 号 - 2 - - A (統計番号 1901.20-222) のケーキミックス (砂糖を加えたもの)

+ 分類理由

関税率表解説第 19.01 項()に「この項には、穀粉...をもととし、これらの材料によって重要な特性が与えられている...各種の調製食料品を含む。この項の物品には、上記の主要構成成分に、ミルク、砂糖、...ビタミン類...が加えられているものがある...」と規定されていることから、第 19.01 項に分類されます。また、水又は全卵を加えて練り、焼成して製造される今川焼は、ケーキの一種と認められることから、ケーキミックスとして上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)